

政令第三号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七十条の七第四項、第七十条の八第四項及び第七十条の九第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第七十六条第一項の項を削り、同表第七十六条第二項の項を次のように改める。

第七十六条第三項		
	その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する	当該登録局の運用の停止を命じ、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限する

第五条第二項を削る。

第六条第二項の表第七十六条第一項の項及び第七十六条第二項の項を次のように改める。

第七十六条第一項	無線局	登録局
第七十六条第三項	その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する	当該登録局の運用の停止を命じ、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限する

附 則

この政令は、放送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年三月一日）から施行する。

理由

放送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、無線局の運用の特例に関する電波法の規定の技術的
読替えの規定を整備する必要があるからである。